

4

豊かな心を育む 教育の推進



現状と課題

- 子供たちに基本的な生活習慣を身に付けさせ、規範意識を高めるとともに、他者の意見を共感的に受けとめる心などの豊かな人間性を育む必要があります。
そのためには、子供たちが道徳的課題に誠実に向き合い、それらを自分のこととして捉え、多様な他者と協働した態度を育むことが重要です。
- 社会の多様化が進む中、誰一人取り残されず、多様な個人それぞれが幸せや生きがいを感じられる共生社会の実現には、あらゆる他者を価値ある存在として尊重する豊かな人間性と、他者との対話や協働を通じて知識や考えを共有し、新しい解や納得解を生み出す社会性を育てていくことが求められます。
そのためには、集団活動を通して、個性の伸長を図り、集団の一員として、より良い生活や人間関係を築き、自己の生き方について考えを深め、自己を生かす能力を養うことが重要です。
- 体験活動は、自己肯定感、自律性、協調性、積極性などの豊かな人間性や社会性を育成し、また、他者と協働することにより共生社会の実現につながる意義を有しており、その機会の充実を図っていくことが重要です。
本市では、各学校の特色を生かし、小学校の生活科や小・中学校の総合的な学習の時間及び校外行事等において、多くの体験活動を計画・実施しています。豊かな心を育むためには、児童生徒が発達段階に応じた多様な体験活動の実施が必要です。
- 読書活動は、感性を磨き、想像力を豊かにするなど、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠かせないものです。
- 豊かな心を育み、勤労の尊さや社会に奉仕する精神を育成するために、地域の実態に即したボランティア活動や福祉体験を充実させることが必要です。

主な取組

▶道徳教育の充実

- ① 学校における道徳教育を推進するために、道徳教育の全体計画などを常に活用し、道徳科を要として学校の全教育活動を通じて、意図的、計画的に行います。
- ② 道徳教育推進教員は、学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育を推進する上で中心となり校長の方針の下、全教員の参画、分担、協力によりその充実を図ります。
- ③ 道徳科において、発達の段階に応じ、答えが一つではない道徳的な課題を一人一人の児童生徒が自分自身の問題と捉え、向き合う「考え、議論する道徳」を展開することで、より良く生きるための基盤となる道徳性を養います。

- ④ 道徳教育の全体計画や道徳教育に関する諸活動などの情報を積極的に公表し、家庭や地域社会との共通理解を深め、相互の連携に努めます。
- ⑤ いじめの防止のため、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図ります。

▶特別活動の充実

- ① 豊かな人間性や社会性を育むために、学級会、児童会・生徒会活動、学校行事などの特別活動の充実を図ります。
- ② 児童生徒一人一人の興味や関心、適性、また学校の特色を生かしながら、クラブ活動や児童生徒会活動などの異年齢集団による活動の充実を図り、好ましい人間関係を深めます。

▶体験活動の充実

- ① 総合的な学習の時間や校外行事のみならず全教育活動を通じての体験活動を充実します。
- ② 総合的な学習の時間や校外行事などの教育活動において、積極的に外部指導者の活用を図り、体験活動を推進します。

▶読書活動の推進

- ① 全校に司書教諭を配置し、読書活動の推進に取り組みます。
- ② 全校に学校図書館支援員を配置し、「読書センター」及び「学習・情報センター」並びに教員の授業改善や資質向上のための支援機能として充実を図ることで、読書活動を推進します。

▶ボランティア・福祉教育の充実

- ① 児童生徒一人一人が進んで社会に奉仕し、ボランティア活動や福祉体験に参加することができる場の設定を行います。
- ② ボランティア活動や福祉体験への参加を促すための啓発活動を行うとともに、学校や地域の実態に即したボランティア活動や福祉体験を重視します。

5 いじめ防止対策の推進と 生徒指導の充実

夢を育み 未来を創る
子供すこやかシンポジウム



現状と課題

- 児童生徒のいじめ・不登校など多様化する生徒指導上の諸課題に適切に対応するため、児童生徒、保護者の教育相談体制の充実や教職員対象の実践的な研修会の開催などを積極的に進める必要があります。さらに、生徒指導上の諸課題を未然に防止するために、児童生徒が自発的・主体的に成長や発達する過程を尊重し、また、その過程を学校や教職員が支えていく視点も必要です。
- 不登校児童生徒数は、年々増加傾向にあります。不登校の解消に向け、関係諸機関が連携を深め、状況に応じた対応をするとともに、ニーズに応じた多様な相談体制を整備する必要があります。
- いじめは、どの子供にも、どの学校にも起こり得るものであるとの認識のもと、学校と家庭、地域社会、関係機関とが連携して、いじめを生まない環境づくりを推進するとともに、子供たちにいじめを許さない意識を醸成することが重要です。また、「いじめ防止対策推進法」や「上尾市いじめの防止等のための基本的な方針」などを踏まえつつ、いじめの未然防止、早期発見・早期対応に取り組むことが求められます。その際、いじめは人権の侵害であることや、相手の立場や気持ちを考えて行動することの大切さを児童生徒が理解し、いじめをしない態度や能力を身に付けるよう指導する必要があります。
- 非行・問題行動を未然に防止し、児童生徒を健全に育成するため、積極的な生徒指導と、学校・家庭・地域が一体となった取組が必要です。

主な取組

▶児童生徒の諸課題に対応するための生徒指導体制の充実

- ① 全校的な視野に立ち、学年や学級の枠を超え、教職員が相互に連携して児童生徒一人一人の指導・援助にあたります。
- ② 長期欠席状態の児童生徒に対して、より良い成長と自立を促し、学校復帰及び社会的自立を目指した指導支援を行う教育相談対応、学校適応指導教室、校内教育支援ルーム（SSR：スペシャルサポートルーム）の運営を行います。
- ③ 児童生徒の心理又は福祉に関する専門的な知識・経験を有する人材を活用するなど、教育センターにおける教育相談体制の充実を図ります。
- ④ 家庭・地域、上尾市生徒指導推進協議会、上尾地区学校警察連絡協議会などとの連携を密にし、児童生徒の健全育成に取り組めます。

▶いじめ防止対策の推進

- ① 「上尾市いじめの防止等のための基本的な方針」に基づき、児童生徒に定期的にアンケートや面談を行うなど、児童生徒の実態把握に努め、いじめや暴力行為の予防・解消に向けた積極的な認知と早期対応に取り組みます。
- ② 認知したいじめ事案について適切に対応することができるよう、「いじめを考える授業研究協議会」や「生徒指導主任会議」を開催し、教職員の「いじめに対応するための指導力」を向上させています。
- ③ いじめや暴力行為を絶対に許さないという毅然とした姿勢で児童生徒の指導に取り組みます。
- ④ 教職員が日常的に児童生徒とコミュニケーションを取るとともに、教育相談日の設定やさわやか相談室相談員などによる相談体制を充実させ、いじめの未然防止に取り組みます。
- ⑤ いじめ相談専用の電話や電子メール等による相談窓口を充実し、いじめの早期発見・早期対応に取り組みます。

▶非行・問題行動防止対策の推進

- ① 各中学校区生徒指導連絡協議会を中心として、家庭・地域や関係機関と連携し非行・問題行動防止対策に取り組みます。
- ② 長期休み等に遊技場などの巡回を行うとともに、児童生徒に積極的に声をかけ、地域が一体となって非行・問題行動防止対策に取り組みます。また、青色防犯パトロールカーを活用して、青少年の健全育成のために市内各学区の団体が学校安全パトロールに取り組みます。

▶スクールロイヤーの効果的な活用

- ① 学校の管理運営に係る諸問題に対して、スクールロイヤーによる助言を受け、法的観点を踏まえた早期対応を行うことで、児童生徒が安心して通える学校づくりを行います。

6

人権を尊重した 教育の推進

あけおヒューマンライツミーティング



現状と課題

- 様々な人権問題を全市的な取組によって解決するため、小・中学校において組織的、計画的に人権教育を推進することが重要です。
- 誰一人取り残されず、多様な個人それぞれが幸せや生きがいを感じられる共生社会の実現に向けて、発達段階に応じて人権問題を正しく理解し、人権感覚を身に付け、様々な人権問題を解決しようとする児童生徒を育成するための取組を推進する必要があります。
- 人権問題は、時代の変化によって新たに様々な課題が生まれてきます。様々な人権課題の中から重点項目を設定し、充実した研修会を計画していくことが重要です。さらに、人権意識の高揚と、児童虐待を含めた様々な人権問題の解決のため、学校教育における人権教育の推進・充実を目指し、教職員の資質向上を図ることが大切です。

主な取組

▶ 人権教育推進体制の充実

- ① 市全体の人権教育を推進するための「小中学校人権教育研究会」を充実させます。
- ② 人権教育担当者による学校における人権教育実践報告会を開催するとともに、人権教育の指導者を育成します。
- ③ 教員用の人権啓発資料「かがやき」を作成・活用し、教職員の資質向上を図ります。

▶ 人権問題を主体的に考え行動する児童生徒の育成

- ① 児童生徒からの応募により人権作文・標語集の作成を行い、児童生徒の人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図り意欲や態度を向上させます。
- ② 児童生徒の豊かな心や人権感覚を育むため、体験活動や参加体験型の学習を取り入れた、人権感覚育成プログラムを活用します。

▶ 人権教育研修の充実

- ① 講義形式の研修だけでなく、演習形式の研修や人権関連施設の現地研修などを実施し、管理職や人権教育担当教員の研修を充実させます。
- ② 学校における児童虐待の早期発見・対応のための研修を充実し、関係機関と連携した取組を推進します。

目標2 豊かな心の育成 に対する指標

※現状値は令和6(2024)年時点、目標値は令和12(2030)年時点です。

指標		認知したいじめの解消率	
指標の定義	市立小・中学校におけるいじめ認知件数のうち、解消された件数の割合。		
選定理由	いじめは児童生徒にとって重大な事案であり、早期発見・早期対応によって、いじめの解消に努める必要があるため。		
	現状値	目標値	目標値の根拠
小・中学校	86.0%	90%	一人一人の児童生徒にとって明るく安心して学べる学校であるために、認知したいじめを解消することを目指して、目標値を設定。



(写真1)いじめ防止サミット



(写真2)いじめを考える授業